

令和6年5月7日

生徒・保護者の皆さんへ

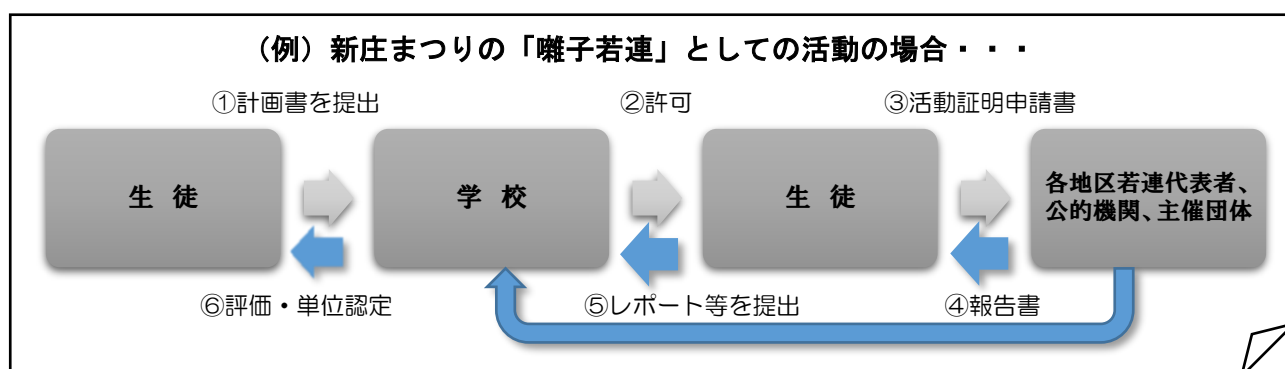
山形県立新庄北高等学校  
校長 石山 宣浩

### 「学校外における学修の単位認定」について

時下ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃より本校の教育活動に対しましてご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、本校では令和元年度より3年間、文部科学省指定研究「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」(新庄・最上 LINK プロジェクト)の指定を受け、その一環として「学校外における学修の単位認定に関する規定」を定めております。これは、地域社会に貢献する諸活動について単位を認定するものです。活動を通して得た知識や体験を基に、地域が抱える諸課題の解決策を発信し、総合型選抜等の受験や将来の進路においても活用できるような力を培うことを目指しています。今年度、活動を計画している場合は、担任または教務課担当者までご相談ください。

#### 記



#### (1) 活動内容について

地域連携や地域活性化に関する活動または各市町村の祭りなど伝統文化継承活動、ジモト大学の各活動、高等教育機関主催の地域連携に関する研修会等への参加とします。

#### (2) 主催団体について

公的機関やそれに準じる団体などの受け入れまたは仲介による活動で、責任者と連絡がとれ、活動の証明が可能であることを条件とします。

#### (3) 認定単位数について

1単位時間50分、年間35回分以上で「1単位」とします。一日の認定対象時間は最大6時間とします。事前に申請があり、すべての条件を満たしており、年度末の成績会議(3年次は各成績会議)で認められればその年次での単位が1単位(または2単位)増えることとなります。ただし、認定できる単位数は単一年度内で2単位を上限とし、卒業するまでの期間で合計2単位を上限とします。

#### (4) 必要な書類について

活動届、活動計画書、活動証明申請書、活動記録・報告書(レポート等)【様式1~4】を提出する必要があります。主催団体に記入してもらう書類もあります。\*入学年度により様式が異なりますのでご注意ください。

担当：教務課(小笠原・浅沼)